

# 資料編

- 資料編 (1) . . . 七尾市防災会議条例
- 資料編 (2) . . . 七尾市災害対策本部条例
- 資料編 (3) . . . 七尾市災害対策本部規程
- 資料編 (4) . . . 七尾市罹災証明書等交付要綱
- 資料編 (5) . . . 七尾市災害防止事業補助金交付要綱
- 資料編 (6) . . . 七尾市緊急防災情報告知システムの管理及び運用に関する規則
- 資料編 (7) . . . 七尾市津波避難施設整備事業補助金交付要綱
- 資料編 (8) . . . 七尾市防災倉庫の管理に関する要綱
- 資料編 (9) . . . 七尾市防災倉庫の管理に関する要綱
- 資料編 (10) . . . 七尾市避難行動要支援者避難支援制度に関する実施要綱
- 資料編 (11) . . . 七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 資料編 (12) . . . 七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 資料編 (13) . . . 災害発生時の職員行動
- 資料編 (14) . . . 配備体制基準と動員対象職員
- 資料編 (15) . . . 災害対策本部体制図
- 資料編 (16) . . . 防災拠点一覧
- 資料編 (17) . . . 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
- 資料編 (18) . . . 指定福祉避難所一覧
- 資料編 (19) . . . ヘリコプター離着陸可能場所（緊急離着陸場）
- 資料編 (20) . . . 場外離着陸場（航空法第 79 条申請済）
- 資料編 (21) . . . 水防および土防法に定める要配慮者利用施設
- 資料編 (22) . . . 七尾市災害時相互応援協定一覧
- 資料編 (23) . . . 備蓄整備計画
- 資料編 (24) . . . 各観測所一覧
- 資料編 (25) . . . 災害拠点病院
- 資料編 (26) . . . 緊急情報等住民への情報伝達手段
- 資料編 (27) . . . 災害救助法の制度概要（※令和 7 年 10 月改正）
- 資料編 (28) . . . 被災者支援に関する各種制度の概要（※令和 7 年 6 月 1 日現在）

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、七尾市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 七尾市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 石川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長及び教育委員会事務局の職員のうちから市長が指名する者
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認め、任命する者
- 6 前項の委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、七尾市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この訓令は、七尾市災害対策本部条例(平成16年七尾市条例第17号)第5条の規定に基づき、七尾市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員をもって組織する。

2 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

4 班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な事項について体制を整備しておかなければならない。

5 本部長、副本部長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、「七尾市」の腕章を着用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第3条 本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「七尾市災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各班長がそれぞれ所属職員のうちから指名するものをもって充てる。

5 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

(本部開設)

第4条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたととき活動を開始するものとする。

(本部開設前の処置)

第5条 市民生活部長は、予報、警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について処理するものとする。

(1) 予報、警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係班との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報の受理をした当直員は、直ちに市民生活部長に通報して指示を受けなければならない。

(配備体制の基準、編成計画等)

第6条 本部は、被害を最少限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとし、配備の種別内容等の基準については、別表第2に掲げるところによる。

(配備の開始及び解除)

第7条 各班における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(非常情報の報告及び通報)

第 8 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は市民生活部長は、各班長及び関係機関からの情報を直ちに本部長に報告するとともに、応急対策の概況を逐次県へ報告するものとする。

2 本部長は、災害に関する予報、警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに市民その他関係団体に通報するとともに予想される災害の事態及びこれに対処して採るべき処置等について周知させるものとする。

(本部の解散)

第 9 条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたとき、又は当該災害に必要な応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散するものとする。

(その他)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

七尾市災害対策本部組織及び分掌事務

本部長 市長、副本部長 副市長・教育長

所属部	担当課(◎班長)	班体制	応急対策業務
総務部	◎総務課 監理課 財政課 会計課 議会事務局 監査委員事務局 人事課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両及び燃料等の確保に関する事</li> <li>・市有財産その他の被害報告のとりまとめに関する事</li> <li>・各班の所管に属しない事項に関する事</li> <li>・部内の連絡調整に関する事</li> <li>・市民相談窓口に関する事</li> <li>・輸送手段の確保に関する事</li> <li>・総合案内に関する事</li> <li>・町会への安否・被害確認（※必要に応じてボランティア班の応援）</li> <li>・市有財産その他の被害報告のとりまとめに関する事</li> <li>・食料の確保、保管及び配布に関する事</li> <li>・緊急経費の支払いに関する事</li> <li>・資金計画の策定に関する事</li> <li>・税(市外の特徴分)・公共料金の支払いに関する事</li> <li>・議員の安否確認や市内の被害状況についての連絡</li> <li>・監査委員および公平委員の安否確認</li> <li>・職員の動員状況把握及び厚生に関する事</li> <li>・公務災害の状況確認と、補償の事務手続きに関する事</li> </ul>
		受援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体職員の応援受け入れに関する事（人事課）</li> </ul>
	◎秘書広報課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長(本部長)及び副市長(副本部長)の秘書に関する事</li> <li>・視察者、見舞者等の接遇に関する事</li> <li>・行政情報通信設備(CATV 網)の被害状況及び応急復旧に関する事</li> <li>・ホームページ等への災害に関する情報掲載に関する事</li> <li>・報道機関への情報発信に関する事</li> <li>・被災者の陳情処理に関する事</li> <li>・災害に関する記録映像の収集及び CATV 放映に関する事</li> <li>・広報活動に関する事</li> </ul>

所属部	担当課	班体制	応急対策業務
市民生活部	◎危機対策課	防災班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の事務に関する事</li> <li>・本部員会議に関する事</li> <li>・本部長の命令伝達に関する事</li> <li>・防災気象情報の受信及び伝達に関する事</li> <li>・国、県、自衛隊その他派遣要請に関する事 (※秘書広報課と連携)</li> <li>・避難情報等の発令及び警戒区域の設定に関する事</li> <li>・防災関係機関及び各部との連絡調整</li> <li>・災害救助法にかかる各種報告、求償事務等の手続き</li> <li>・被災者生活再建支援金に関する事</li> <li>・原子力災害に関する事</li> <li>・災害時の交通安全対策に関する事</li> </ul>
	◎環境課	環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の災害対策に関する事</li> <li>・し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理に関する事</li> <li>・応急トイレ対策活動に関する事</li> <li>・清掃等の処理及び対策に関する事</li> <li>・災害時の公害発生の防止指導に関する事</li> <li>・公害苦情の処理及び対策に関する事</li> <li>・公費解体に関する事</li> </ul>
	◎税務課 市民課	調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> <li>・家屋等の被害調査に関する事</li> <li>・災害に伴う市税の減免等に関する事</li> <li>・り災証明書に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬の許可に関する事</li> <li>・り災証明書の発行支援に関する事</li> </ul>
企画振興部	◎地域づくり支援課 企画政策課 デジタル戦略課	ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> <li>・ボランティア活動の支援に関する事</li> <li>・外国人支援対策活動に関する事</li> <li>・各コミュニティセンター施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・町会への安否・被害確認(※必要に応じて総務班に応援依頼)</li> <li>・集会施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・復興計画の策定に関する事</li> <li>・公共交通機関の被害に関する情報のとりまとめに関する事</li> <li>・行政情報通信設備(イントラネット)の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>
健康福祉部	◎福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 保険課 健康推進課	災害救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> <li>・被災者の収容及び援護に関する事</li> <li>・避難行動要支援者への対応に関する事</li> <li>・避難所設置及び運営に関する事</li> <li>・社会福祉施設の災害対策に関する事</li> <li>・生活必需品の確保、保管及び配布に関する事</li> <li>・義援金の受入、管理及び配布に関する事</li> <li>・身元不明者の遺体の搬送、埋火葬に関する事</li> <li>・遺体安置所の開設、運営に関する事</li> <li>・輸送手段の確保に関する事</li> <li>・水・食料・ミルク等の確保、配布に関する事</li> <li>・応急トイレ対策活動に関する事</li> </ul>

所属部	担当課	班体制	応急対策業務
健康 福祉部	◎福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 保険課 健康推進課	災害救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護・要支援家庭の状況確認に関する事</li> <li>・ 必要資源の確認に関する事</li> <li>・ 福祉避難所の設置・連絡調整に関する事</li> <li>・ 高齢者施設等の被害状況の確認に関する事</li> <li>・ 高齢者施設等への支援物資の調達に関する事</li> <li>・ 高齢者施設等の入所者の広域避難に関する事</li> <li>・ 救護所の設置及び運営に関する事</li> <li>・ 災害時における医療機関との連絡に関する事</li> <li>・ 感染症の予防及び防疫に関する事</li> <li>・ 被災者の健康管理に関する事</li> </ul>
産業 文化 スポーツ部	◎農林水産課	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> <li>・ 市場施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 農林業施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 農地及び林地の被害調査に関する事</li> <li>・ 治山及び林道の災害対策に関する事</li> <li>・ 農畜産物及び林産物の被害調査に関する事</li> <li>・ 水産物及び水産関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>
	◎産業振興課 交流推進課 文化スポーツ課	商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業の被害調査、応急対策に関する事</li> <li>・ 商工業者の復旧支援に関する事</li> <li>・ 宿泊施設及び観光客の被害調査に関する事</li> <li>・ 観光施設の被害調査に関する事</li> <li>・ 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 避難所の運営協力に関する事（※文化・スポーツ施設）</li> </ul>
建設部	◎土木課 都市建築課 住宅再建課	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> <li>・ 河川等の応急復旧その他緊急措置に関する事</li> <li>・ 港湾・漁港施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置に関する事</li> <li>・ 水防活動に関する事</li> <li>・ 道路の除雪計画の策定及び実施に関する事</li> <li>・ 道路除雪計画に基づく対応実施に関する事（雪害時）</li> <li>・ 被災建築物応急危険判定に関する事</li> <li>・ 市有建物の応急復旧に関する事</li> <li>・ 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧に関する事</li> <li>・ 民間建築物について、住宅金融支援機構資金の斡旋等</li> <li>・ 都市施設の災害対策に関する事</li> <li>・ 公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事</li> <li>・ 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関する事</li> </ul>
	◎上下水道課	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道危機管理マニュアルに基づく災害対応（被害調査、応急復旧など）</li> <li>・ 下水道事業業務継続計画に基づく災害対応（被害調査、応急復旧など）</li> </ul>
教育 委員会	◎教育総務課 学校教育課 生涯学習文化財課	教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> <li>・ 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 避難所の運営協力に関する事（※文教施設）</li> <li>・ 学校教育再開に関する事</li> <li>・ 学校再開に向けた児童生徒のケアに関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>

所属部	担当課	班体制	応急対策業務
消防	◎七尾鹿島 消防本部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、救助及び救急活動に関すること</li> <li>・ 行方不明者捜索活動に関すること</li> <li>・ 災証明(火災)に関すること</li> <li>・ 緊急消防援助隊受援に関すること</li> </ul>
病院	◎公立能登 総合病院	病院班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害医療活動に関すること</li> </ul>

別表第2(第6条関係)

配備体制の基準、編成計画等

配備体制	配備基準	動員対象職員
注意配備体制	相当規模の災害の発生が予想されるが、その程度の推測が困難な段階	あらかじめ指名する所管の要員を配備し、主として連絡にあたる体制 (各班に必要な職員)
警戒配備体制	局部的であるが、大規模の災害の発生が予想される段階、及び相当規模の災害が発生した段階	関係各班の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制 (各班に必要な職員の増員)
災害対策本部体制	市内全域にわたる大規模の災害の発生が予想される段階、及び大規模の災害が発生した段階	原則として全職員 ただし、災害対策本部長が災害の発生規模(予測を含む。)から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

(趣旨)

第1条 この告示は、自主的な地域ぐるみの自主防災組織等の育成強化を図ることにより、防災関係機関の活動のみならず初期における地域の協力体制を確保し、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、自主防災組織等が七尾市自主防災組織等育成事業に対し、補助金を予算の範囲内において交付するものとし、この交付に関しては、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市の区域に存する町内会(2以上の町内会が協働する場合を含む。)を単位とした自主防災を目的として結成された団体であつて、市長に自主防災組織の設置に係る規約を届け出た団体をいう。
- (2) 自主防災組織等 自主防災組織及び町内会をいう。
- (3) 防災資機材 自主防災組織等が防災活動を行う上で使用する資機材をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 第1条に規定する事業の種類、補助金交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	組織等	補助金の交付対象	補助率・補助金額
結成助成費	自主防災組織	・活動費(防災訓練、資機材の点検等)	50,000円を限度とする。ただし、自主防災組織を設立した町内会等に対し、1回に限り補助するものとする。
防災資機材等購入費	自主防災組織等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報連絡用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイレン付拡声器、携帯用ラジオ、トランシーバー等</li> </ul> </li> <li>2. 初期消火用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防器具置場の新設又は修理</li> <li>・消火栓ホース、同格納庫、消火器具の購入及び据付費、修理費</li> <li>・バケツ、ヘルメット</li> </ul> </li> <li>3. 水防用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣、防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、かけや、杭、土のう袋、砂、土のうボックス等</li> </ul> </li> <li>4. 救出用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バール、はしご、のこぎり、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、油圧式救助器具、可搬式ウインチ等</li> </ul> </li> <li>5. 救護用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・担架、救急箱、毛布、シート、簡易ベッド等</li> </ul> </li> <li>6. 避難所・避難用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リヤカー、発電機、警報器具、投光器、ライト、簡易トイレ、寝袋、暖房器具、燃料携行缶、コードリール、段ボール間仕切り、段ボールベッド等</li> </ul> </li> <li>7. 給水用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水タンク、緊急用ろ水装置等</li> </ul> </li> <li>8. 防災倉庫</li> <li>9. 上記のほか防災活動を行うため必要な資機材で、市長が認めたもの</li> </ol>	事業費の2分の1で250,000円を限度とする。
小型動力ポンプ購入費	自主防災組織等	・小型動力ポンプの購入	500,000円を限度とする。

備考 限度額未満の場合 100円未満切捨て

(目的)

第 1 条 この告示は、がけ地の崩壊による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、がけ地の整備に対し補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則(平成 16 年七尾市規則第 44 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 高さがおおむね 3m 以上、かつ、勾配がおおむね 30 度以上の傾斜地をいう。
- (2) 防災工事 がけ崩れによる災害防止のための整備工事をいう。
- (3) 応急復旧工事 現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂、倒木等の障害物の除去その他の応急的な措置のための工事をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金は、がけ地の崩壊により居住者その他の者に危害が生じるおそれがある又は崩壊が生じたがけ地の防災工事及び応急復旧工事に対し、予算の範囲内で交付するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 自然がけ地であること。
- (2) 他の補助事業対象外がけ地であること。
- (3) 防災工事を実施すること。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、がけ地の整備に要する経費の 2 分の 1 以内の額とし、100 万円を限度とする。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この告示は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、災害等緊急時における迅速かつ的確な情報その他住民に必要な情報を伝達するため、市が設置する緊急防災情報告知システム(以下「告知システム」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括責任者)

第2条 総括責任者は、告知システムの管理及び運用を統括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括責任者は、防災担当部長をもって充てる。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、告知システムを管理し、総括責任者の命を受け、告知システムの管理及び運用を行い、放送取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災担当課長をもって充てる。

(放送取扱者)

第4条 放送取扱者は、管理責任者の指揮のもと、告知システムの操作及び放送を行う。

2 放送取扱者は、防災担当主管課の職員のうちから管理責任者が指名した者をもって充てる。

(放送の種類及び放送時間)

第5条 放送の種類及び放送時間は、次のとおりとする。

(1) 緊急放送 災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生するおそれのある場合

(2) 臨時放送 緊急放送を除いて、時間を定めずに放送する場合

2 放送の範囲別の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一斉放送 全市域を対象として行う放送

(2) 地区放送 コミュニティセンターの地区を対象として行う放送

(禁止事項)

第6条 次に掲げるものは、放送してはならない。

(1) 個人及び特定人あて通知等により周知できるもの

(2) 営利宣伝目的に関する内容のもの

(3) 宗教的なもの

(4) 選挙活動又は政治運動に関する内容のもの

(5) 個人情報に関するもの

(6) 公序良俗に反すること

(放送の依頼)

第7条 放送により周知する必要がある場合は、放送予定日の3日前までに、放送依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し、放送の可否について決定しなければならない。この場合において、放送しないことを決定した時は、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第 8 条 総括責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送設備の保全)

第 9 条 管理責任者は、放送設備の保全のために定期的に放送設備の保守点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

(放送訓練)

第 10 条 総括責任者は、非常災害発生に備え、放送機能の確認及び放送運用の習熟を図るため、定期的に放送訓練を実施するものとする。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この告示は、地震、津波等が発生した際の対策として、地域住民が行う避難経路及び避難地の整備に対し補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難地 地震、津波等が発生した際に一時的に避難することができる場所をいう。
- (2) 避難経路 津波が発生又は発生する恐れがある場合に、避難地へ避難する経路で、車両が通行するためのものではなく、人が安全に歩くことができる幅員1メートル程度のものをいう。
- (3) 津波避難施設 避難経路及び避難地をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件に該当する避難経路整備事業及び避難地整備事業とする。

- (1) 七尾市津波ハザードマップで示されている津波浸水想定区域に入っており、津波発生時に津波到達予想時間内に避難できる避難経路又は避難地が確保できず、津波により被災する恐れのある地域を整備するものであること。
- (2) 十分な標高があり、津波により被災する恐れがない避難地であること。
- (3) 避難経路及び避難地が土砂崩れや建物等の倒壊の危険がなく、安全であること。
- (4) 津波避難施設の整備箇所は、市が現地調査を行った結果、必要と認めた箇所であって、ほかに十分な津波避難施設がないこと。
- (5) 津波避難施設の整備は、地域において自主的な防災活動を行う組織が行うものであり、営利を目的としたものではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業にかかる経費であって、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原材料 生コンクリート、砂、碎石、間伐材、手摺等
- (2) 機械借上げ料 小型重機、ダンプトラック等

(補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で補助対象事業を実施する市内に存する者とする。

- (1) 町会
- (2) 自主防災組織
- (3) その他市長が必要と認める者

(補助金及び補助率)

第6条 補助金の額は、別表に定めるところにより予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。ただし、国、県又は七尾市からその他の補助金等を受けている事業は、対象としない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を申請しようとする者は、津波避難施設の整備に着手する前に規則第3条に規定する申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、規則第13条第2項に規定する補助金確定通知書により、その額を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、市長に補助金の請求をするものとする。

(維持管理)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した津波避難施設を自らの負担において適正に維持管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し解決しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この告示は、公表の日から施行する。

別表(第6条関係)

項目	事業	補助金の額
原材料	避難経路整備事業	原材料費の10分の10とし、整備延長が30メートルまでは50,000円を限度とし、30メートルを超える場合は、10メートル毎に15,000円を加算する。なお、補助対象延長は、100メートルまでとし、125,000円を限度額とする。
	避難地整備事業	原材料費の10分の10とし、整備面積が40平方メートルまでは40,000円を限度とし、40平方メートルを超える場合は、10平方メートル毎に8,000円を加算する。なお、補助対象面積は、100平方メートルまでとし、88,000円を限度額とする。
機械借上げ料	避難経路整備事業 避難地整備事業	機械借上げ料の2分の1とし、100,000円を限度額とする。

備考 避難経路整備及び避難地整備を同時に実施する場合の機械借上げ料は、いずれか1事業分を補助金の算定対象とする。

(目的)

第1条 この告示は、七尾市防災倉庫(以下「防災倉庫」という。)等の管理を地区町会連合会等が行うことにより、災害時に資機材の手配が容易になり、市民が行う初期消火、救助救出活動の能力を高めるとともに、平常時は、自主防災組織等の訓練活動拠点となり、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(貸与の申請)

第2条 防災倉庫及び防災倉庫内備品の貸与を受けようとする地区町会連合会等の代表者は、防災倉庫等貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、防災倉庫等の貸与を決定したときは、防災倉庫等貸与決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(管理)

第4条 防災倉庫及び防災倉庫内備品を貸与された地区町会連合会等の代表者は、その点検及び清掃に努めるものとする。

(通報)

第5条 地区町会連合会等の代表は、防災倉庫及び防災倉庫内備品に破損等の事故が発生した場合、速やかに事故報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(修繕)

第6条 天災、時の経過その他被貸与者の責めに帰することのできない事由により、防災倉庫若しくは防災倉庫内備品が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、市が負担する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、その都度被貸与者と協議する。

附 則 この告示は、公表の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(火災を除く。以下「災害」という。)によって市内で生じた被害について、市が証明書(以下「罹災証明書等」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 罹災証明書等の種類は、次に定めるところによる。

(1) 罹災証明書 災害により被害を受けた事実について、市が被害状況を調査し、当該調査によって認定した被害の程度について証明するものをいう。

(2) 罹災届出証明書 災害により被害を受けた事実について、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

2 罹災証明書等において証明する事項は、災害によって生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(交付の対象)

第3条 罹災証明書の交付の対象者は、災害により被害を受けた建物の所有者又は使用者とする。

2 罹災届出証明書の交付の対象者は、前項に掲げる者のほか、災害により被害を受けた塀、門扉等の工作物、家財及び事業用資産の所有者又は使用者とする。

(申請)

第4条 罹災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 被害状況の写真

(2) 被害場所の位置図

(3) 被害状況を証明できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、罹災した日から起算して1年以内とする。ただし、1年を経過した後であっても、提出書類により災害の被害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める罹災証明書等を申請者に対して、遅滞なく交付するものとする。

(1) 市が被害状況を調査し、被害の程度を認定した場合 罹災証明書(様式第2号)

(2) 前号の認定ができない場合 罹災届出証明書(様式第3号)

2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付するものとする。

(手数料)

第6条 この告示に定める罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この告示は、公表の日から施行する。

## (目的)

第 1 条 この告示は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者(以下「避難行動要支援者」という。)に対する避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護すべき必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 本市に住所を有する者で、在宅生活をする 75 歳以上の者のほか、次のいずれかの要件に該当するものをいう。
  - ア 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による要介護状態区分が 3、4 又は 5 と認定された者
  - イ 身体障害者のうち、身体障害者手帳に 1 級又は 2 級と記載されている者
  - ウ 知的障害者のうち、療育手帳に A 又は B 判定と記載されている者
  - エ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳に 1 級、2 級又は 3 級と記載されている者
  - オ 高齢者のみの世帯の者
  - カ 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難の確保に対し、特に支援を要する者
- (2) 避難支援等関係者 社会福祉法人七尾市社会福祉協議会、町会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織等に携わる関係者をいう。

## (避難行動要支援者名簿の作成)

第 3 条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成するものとする。

## (避難行動要支援者名簿の記載事項)

第 4 条 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所及び居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

2 市長は、避難行動要支援者名簿を円滑に作成するため、避難支援等関係者と連携して情報の把握に努めなければならない。

## (避難行動要支援者名簿の提供)

第 5 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、第 3 条の規定により作成した避難行動要支援者名簿、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)のうち、本人の同意を得たものを提供

するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することにつき、本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報の利用)

第 6 条 避難支援等関係者は、第 5 条の規定により提供を受けた名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。

- (1) 避難支援に関する個別計画の作成及び整備
- (2) 防災訓練
- (3) その他避難行動要支援者の避難支援に関すること。

(名簿情報の保護)

第 7 条 避難支援等関係者、名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、避難支援等関係者に名簿情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。
- 4 市長は、避難支援等関係者が名簿情報を保護し難いと判断した場合は、避難行動要支援者名簿の写しを返還させることができる。

(名簿情報の変更)

第 8 条 市長は、避難行動要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたことを知ったときには、避難行動要支援者名簿にその旨を記載するとともに、避難支援等関係者に連絡するものとする。

(取消し)

第 9 条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者名簿から名簿情報を削除し、避難支援等関係者に連絡するものとする。

- (1) 避難行動要支援者が死亡したとき。
- (2) 避難行動要支援者が市外に転出したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(制度の周知)

第 10 条 市長は、広報誌等を通じて、この告示に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 避難支援等関係者は、前項の周知に協力するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「政令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

## (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が政令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1

人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

#### (支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定したときを含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、政令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければ

ならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(政令第 7 条第 2 項括弧書きの場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び政令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

## 第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年七尾市条例第129号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

## 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

## 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

**資料編 (13) 災害発生時の職員行動**

(1) 災害発生時の行動

①勤務中

ア 庁内執務中の場合

自分自身の安全確保を図ること。また、来庁者がいる場合は、安全な場所へ避難誘導すること。その後は、上司等の指示に従い、災害応急対策に従事すること。家族等が被災した場合は、上司等に報告すること。

イ 庁外執務中（出張等）の場合

所属職場と連絡をとり、上司等の指示を受けること。市主催の行事、会議中の場合は、出席者を安全な場所へ避難誘導すること。

②勤務時間外

ア 安全確保を第一に

まず、自分、家族、近隣住民などの安全を最優先に行動すること。

イ 二次災害の防止

自分や周囲の安全確保を行った後、初期消火や要救助者の救出など、二次災害の防止に努めること。

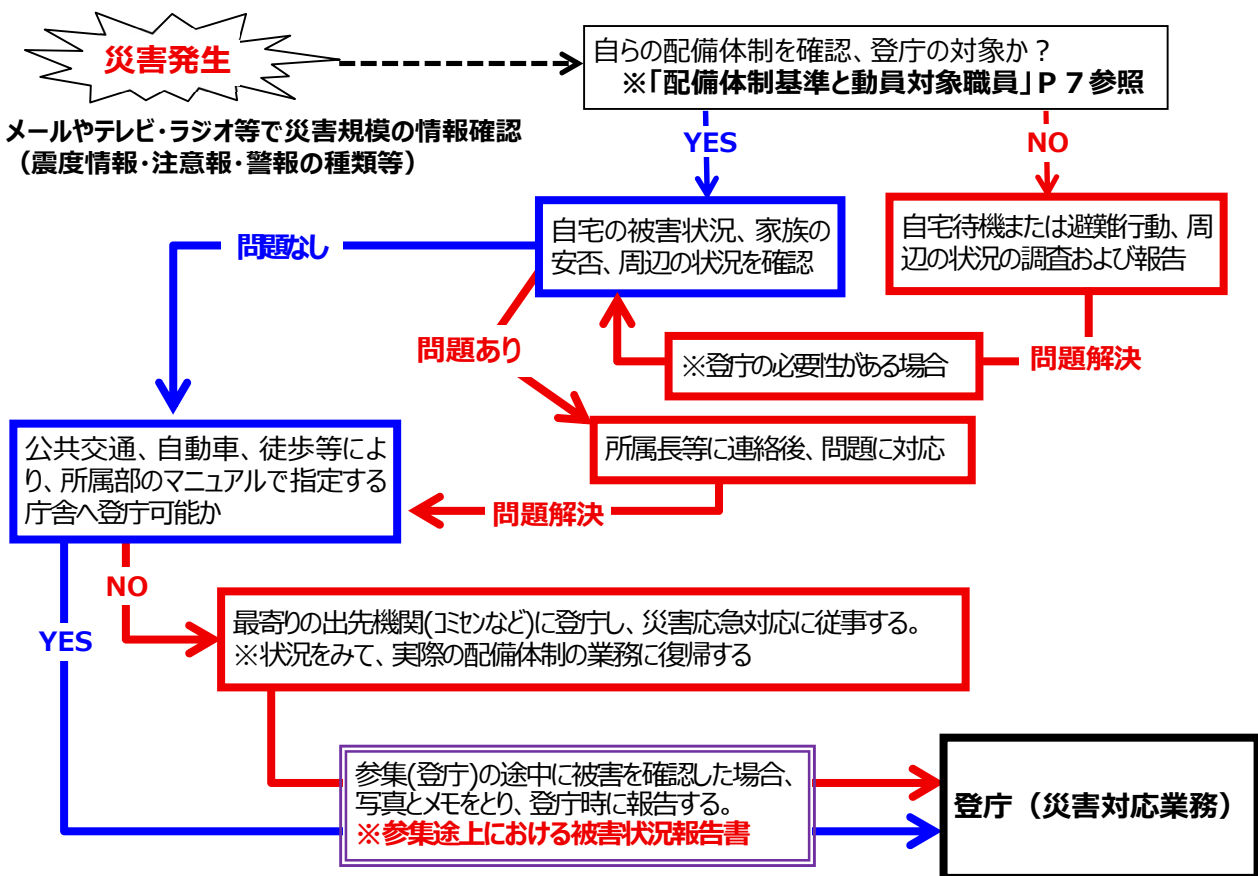
ウ 災害情報の収集

震度情報、警報、注意報等の情報収集に努めてください。また、周辺の被害情報の収集に努めてください。

エ 登庁、配備について

「災害発生時の登庁までのフローチャート」及び各災害の「配備基準と動員対象職員」を参照

(2) 災害発生時の登庁までのフローチャート（勤務時間外）



※日頃から自宅には最低3日分（推奨7日分）の水や食料を備え、登庁する場合は、災害の規模により水や食料を持参する。

(風水害、土砂災害、地震災害、津波災害)

配備体制	配備基準	動員対象職員
注意配備体制	1. 震度3の地震が発生したとき 2. ミサイル等のJ-ALERTが通知されたとき	※状況に応じて対応 ・防災班   ・ボランティア班 ・農林水産班   ・土木班 ・上下水道班   (・消防班※1)
水防1号体制	1. 注意報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮の各注意報)が1つ以上発表されたとき 2. その他、本部長が指令したとき	※警戒配備体制(水防2号体制)に円滑に移行できる体制
警戒配備体制	1. 震度4の地震が発生したとき 2. 津波注意報が発表されたとき	・防災班   ・ボランティア班   ・土木班 ・農林水産班   ・上下水道班 ・総務班   ・環境班   ・広報班   ・教育班 ・災害救助班 (・消防班※1)(・病院班※2)
水防2号体制	1. 警戒レベル3相当(大雨、氾濫、土砂災害、高潮の各警報)が発表されたとき 2. 河川の避難判断水位を超えたとき 3. 暴風警報(暴風雪を含む)が発表されたとき 4. その他、本部長が指令したとき	※事態の推移に伴い速やかに高度な水防活動ができる体制 ※災害対策本部の配備の必要に備える体制 ※下線のある班は、状況に応じて対応実施
水防3号体制	1. 警戒レベル4相当(大雨、氾濫、土砂災害、高潮の各危険警報)以上が発表されたとき 2. 気象防災速報(記録的短時間大雨、線状降水帯発生)が発表されたとき 3. 河川の氾濫危険水位を超えたとき 4. 特別警報(暴風、暴風雪、波浪)が発表されたとき 5. その他、本部長が指令したとき	・防災班   ・環境班   ・総務班   ・広報班 ・ボランティア班   ・農林水産班   ・土木班 ・災害救助班   ・上下水道班   ・教育班 ・調査班   ・商工班 (・消防班※1)(・病院班※2) ※班長及び各班で指定した班員。ただし、各班は災害状況に応じて全班員を招集し、時期を失することなく災害対策本部の設置に備えられる体制 ※下線のある班は、状況に応じて対応実施
災害対策本部体制	1. 震度5弱以上の地震が発生したとき 2. 津波警報・大津波警報が発表されたとき 3. 七尾市に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき 4. 市内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき	・原則として全職員 ※ただし、災害対策本部長が災害の発生(予想を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

※1 消防班については、「七尾鹿島消防本部風水害警備計画」「七尾鹿島消防本部地震災害時警備計画」によるものとする。

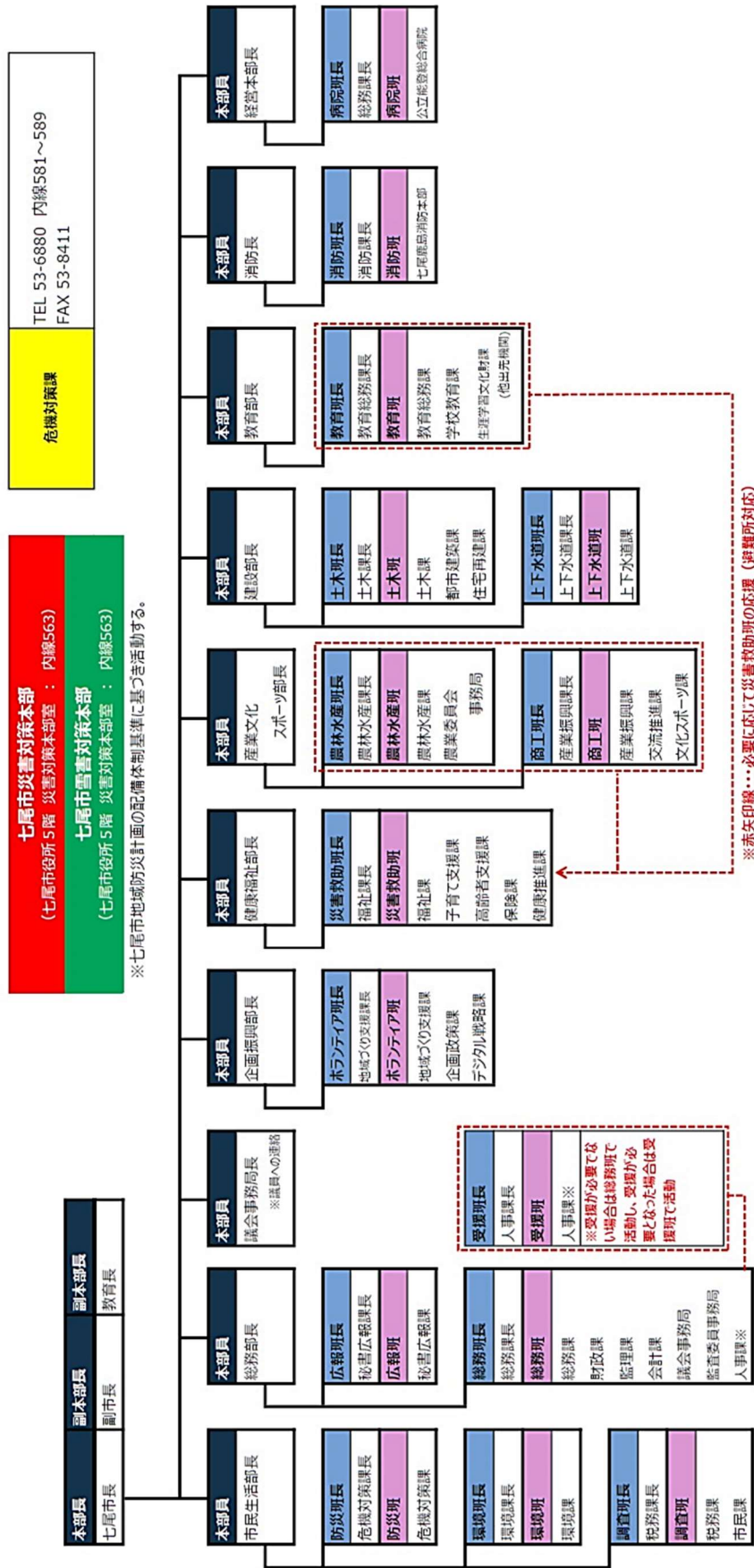
※2 病院班については、「公立能登総合病院 災害対策マニュアル」、「公立能登総合病院業務継続計画」の元、行動するものとする。

※3 応援体制については、各班の分掌事務(4 災害対策本部の分掌事務)の他、総務班の指示に従い、水防活動を支援するものとする。

(雪害)

体制	配備基準	動員対象職員	道路除雪体制		
			体制	配備基準	動員対象職員
	—	—	除雪準備体制	気象情報等により 10 cm以上の降雪が予想されるとき。 なお、重点路線においては5 cm以上の降雪が予想されるとき。	道路除雪実施班
注意配備体制	—	—	除雪平常体制	積雪量が 10 cmに達したとき、又は除雪総括主任が道路交通に支障をきたすと判断したとき。 なお、重点路線においては5 cm以上の降雪が予想されるとき。	
警戒配備体制	大雪警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災班</u></li> <li>・ <u>総務班</u></li> <li>・ <u>広報班</u></li> <li>・ <u>ボランティア班</u></li> <li>・ <u>災害救助班</u></li> <li>・ <u>農林水産班</u></li> <li>・ <u>上下水道班</u></li> <li>・ <u>教育班</u></li> </ul> ※下線のある班は状況に応じて対応	除雪警戒体制	降雪が続き市内の観測点のうち半数以上が警戒積雪深(50 cm)に達するおそれがあり、降積雪の状況から道路除雪本部長と総括主任が協議して体制移行を決定したとき。	道路除雪対策本部
	雪害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雪特別警報が発表されたとき</li> <li>・ 降雪が続き市内の観測点のうち半数以上が積雪量 50 cmに達するおそれがあり、かつ降雪状況その他を勘案し、市道路除雪対策本部長が市長と協議のうえ、緊急事態に陥るおそれがあると判断したとき</li> </ul>		除雪緊急体制	市内の観測点の大部分が警戒積雪深(50 cm)を大幅に超え、降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、道路除雪本部長が緊急体制へ移行を決定したとき。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき</li> <li>・ 市内に相当規模の災害が予想または発生し、その規模及び範囲などから、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として全職員</li> </ul> ただし、災害（雪害）対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。			

災害対策本部体制図



## 防災拠点一覧

指定拠点	施設	施設名	住所	備考
防災対策指揮機関	本庁	七尾市役所	七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地	災害対策本部及び災害備蓄品貯蔵施設
	コミュニティセンター	田鶴浜地区 コミュニティセンター	七尾市垣吉町へ部 24 番地	地区活動拠点及び災害備蓄品貯蔵施設
		中島地区 コミュニティセンター	七尾市中島町中島甲 170 番地	地区活動拠点及び災害備蓄品貯蔵施設
		能登島地区 コミュニティセンター	七尾市能登島向田町ろ部 8 番地 1	地区活動拠点及び災害備蓄品貯蔵施設
避難所及び避難場所	指定避難所及び指定避難場所		別紙参照	
コミュニティ防災拠点	自主防災組織単位で別途定める		自主防災組織規約参照	
県	県中能登土木事務所	七尾市本府中町ソ部 27 番地 9	情報収集を含めルート確保の実行機関	
災害医療拠点	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部 6 番地 4	災害時に対応的な医療を施す機関	
消防	七尾鹿島消防本部	七尾市つつじが浜 3-83	消火・救急活動の広域的支援を行う機関	
警察	七尾警察署	七尾市小島町九部 4 番地 5	警察活動の広域的支援を行う機関	
指定地方行政機関	七尾海上保安部	七尾市矢田新町ニ部 173 番地	海上警備、救助活動の広域的支援を行う機関	
応援部隊活動拠点	希望の丘公園	七尾市万行町 43-188	警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊などの防災関係機関の集結や宿営等に使用される拠点	
緊急物資等の備蓄拠点又は集積拠点	重要港湾	七尾港矢田新第一ふ頭	七尾市矢田新町	県内等からの輸送施設（海上等）
		七尾マリンパーク	七尾市府中町	
	ヘリポート	七尾東雲高校	七尾市下町戊 12-1	県内等からの輸送施設（大型輸送ヘリCH-47Jが離着陸できる（150m×150m）地点）
	中心都市駅	七尾駅	七尾市御祓町イ部 28 番地	復旧要員等の輸送施設
	広域物流拠点	七尾港	七尾市府中町	応急物資の保管、異なる輸送手段への積み替え施設（大型トラック→小型トラック）
		七尾公設地方卸売市場	七尾市大田町 111-25	
		七尾市城山体育館	七尾市後島町後島山 4-5	
		田鶴浜地区 コミュニティセンター	七尾市垣吉町へ部 24 番地	
		中島地区 コミュニティセンター	七尾市中島町中島甲部 170 番地	
	能登島地区 コミュニティセンター	七尾市能登島向田町ろ部 8 番地 1		

## 資料編 (17)

## 指定避難所 兼 指定緊急避難場所

No.	地区	施設・場所名	住所 (七尾市)	避難所 兼	収容人数 (屋内)	収容人数 (屋外)	洪水	崖崩	高潮	地震	津波	火事	備考
1	袖ヶ江	山王小学校	山王町ツ 34	●	277 人	3,350 人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5m未満
2	袖ヶ江	みなとふれあいスポーツセンター	矢田新町ニ 1-1	●	262 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
3	袖ヶ江	みなと小公園	矢田新町 2-58-1	/	0 人	1,201 人	●	●	×	●	×	●	
4	袖ヶ江	湊町都市再開発用地	矢田新町ハ 75	/	0 人	7,827 人	●	●	×	●	×	●	
5	袖ヶ江	七尾マリンパーク	府中町員外 67	/	0 人	12,555 人	●	●	×	●	×	●	
6	袖ヶ江	ポートサイド七尾(5F)	矢田新町ニ 162-3	/	269 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
7	袖ヶ江	プラザ信開 川原町(4F)	川原町 18	/	264 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
8	袖ヶ江	ホテルルートイン七尾東(4F)	本府中町ハ 31-1	/	1,717 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
9	袖ヶ江	袖ヶ江立体駐車場(4F)	袖ヶ江町 12	/	1,614 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
10	袖ヶ江	七尾市役所(4F)	袖ヶ江町イ 25	/	315 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
11	袖ヶ江	のと共栄信用金庫 本店(3F)	桧物町 35	/	578 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
12	御祓	御祓地区コミュニティセンター	一本杉町 124	●	91 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
13	御祓	七尾中学校	藤橋町辰部 52-1	●	686 人	5,470 人	●	●	●	●	●	●	
14	御祓	県立七尾高等学校	西藤橋町エ 1-1	●	383 人	11,700 人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5m未満
15	御祓	県立七尾城北高等学校	西藤橋町エ 1-1	●	38 人	0 人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5m未満
16	御祓	小丸山城址公園	馬出町子 1-1	/	0 人	9,700 人	●	●	●	●	●	●	
17	御祓	県中能登総合事務所(駐車場)	小島町ニ 33	/	0 人	1,910 人	●	●	●	●	●	●	
18	御祓	桜町児童公園	桜町 79	/	0 人	750 人	●	●	×	●	×	●	
19	御祓	七尾産業福祉センター(4F)	三島町 70-1	/	978 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
20	御祓	恵寿総合病院(本館)(4F)	富岡町 94	/	514 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
21	御祓	ローレルハイツ恵寿(3F)	富岡町 95	/	440 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
22	御祓	北陸電力株式会社七尾支社(屋上)	三島町 61-7	/	302 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
23	御祓	パトリア(4F)	御祓町 1	/	19,700 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
24	御祓	ミナ・クル(4F)	神明町 1	/	6,999 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
25	御祓	DSG アリーナ七尾店(立体駐車場 4F)	藤橋町亥 21	/	775 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル

● 対象施設、▲ 2F以上、× 使用不可、/ 非対象

## 資料編 (17)

## 指定避難所 兼 指定緊急避難場所

No.	地区	施設・場所名	住所 (七尾市)	避難所 兼	収容人数 (屋内)	収容人数 (屋外)	洪水	崖崩	高潮	地震	津波	火事	備考
26	西湊	西湊地区コミュニティセンター	津向町松山1	●	46人	0人	●	●	●	●	●	●	
27	西湊	小丸山小学校	小島町チ3	●	235人	3,060人	●	●	●	●	●	●	
28	西湊	七尾総合市民体育館	小島町西4	●	360人	0人	●	●	●	●	●	●	
29	西湊	七尾市武道館	小島町西5	●	586人	0人	●	●	●	●	●	●	
30	西湊	西部グラウンド	小島町西1-1	/	0人	3,000人	●	●	●	●	●	●	
31	西湊	旧 御祓中学校(運動場)	小島町ル42	/	0人	6,325人	●	●	●	●	●	●	
32	西湊	つつじが浜児童公園	つつじが浜3-62	/	0人	1,000人	●	●	×	●	×	●	
33	西湊	西湊公園	津向町へ83	/	0人	2,090人	●	●	●	●	●	●	
34	西湊	エレガンテナぎの浦(4F)	津向町ト107-4	/	2,405人	0人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
35	西湊	七尾西湊合同庁舎(4F)	小島町大開地3-7	/	224人	0人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
36	矢田郷	矢田郷地区コミュニティセンター	本府中町ヲ38	●	363人	2,250人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5m未満
37	矢田郷	七尾市文化ホール	本府中町ヲ38	●	100人	0人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5m未満
38	矢田郷	天神山小学校	本府中町天神山1	●	230人	3,760人	●	●	●	●	●	●	
39	矢田郷	七尾東部中学校	藤野町リ1	●	480人	18,550人	●	●	●	●	●	●	
40	矢田郷	七尾市城山体育館	後島町後山4-5	●	317人	0人	●	●	●	●	●	●	
41	矢田郷	七尾市城山運動公園	後島町ハ2	/	0人	52,000人	●	●	●	●	●	●	
42	矢田郷	鵬学園高等学校(第2グラウンド)	矢田町メ1	/	0人	3,615人	●	●	●	●	●	●	
43	矢田郷	七尾東部用地(本府中グラウンドゴルフ場)	本府中町ソ28-8	/	0人	2,550人	●	●	●	●	●	●	
44	矢田郷	矢田郷児童公園	矢田町3-41	/	0人	850人	●	●	●	●	●	●	
45	矢田郷	旧 七尾工業高校(運動場)	南ヶ丘342	/	0人	7,505人	●	●	●	●	●	●	
46	徳田	徳田地区コミュニティセンター	中挟町リ3-1	●	106人	0人	▲	●	/	●	/	●	洪水・浸水0.5m未満
47	徳田	県立七尾東雲高等学校	下町戌部12-1	●	513人	12,300人	●	●	/	●	/	●	
48	徳田	朝日小学校	下町戌17-1	●	231人	6,630人	●	●	/	●	/	●	
49	徳田	南部体育館	下町戌17-1	●	206人	0人	●	●	/	●	/	●	
50	徳田	県立七尾特別支援学校	七尾市下町己54	●	323人	1,875人	●	●	/	●	/	●	

● 対象施設、▲ 2F以上、× 使用不可、/ 非対象

## 資料編 (17)

## 指定避難所 兼 指定緊急避難場所

No.	地区	施設・場所名	住所（七尾市）	避難所 兼	収容人数 （屋内）	収容人数 （屋外）	洪水	崖崩	高潮	地震	津波	火事	備考
51	徳田	ふれあいセンター山びこ荘	多根町ハカノ谷内 555-7	●	159 人	1,000 人	●	●	/	●	/	●	
52	徳田	能登国分寺公園	国分町リ 9	/	0 人	27,664 人	●	●	/	●	/	●	
53	徳田	能登歴史公園	国分町イ 1	/	0 人	30,000 人	●	●	/	●	/	●	
54	徳田	オークラ国分店（立体駐車場 3F）	国分町ラ 50	/	763 人	0 人	/	/	●	/	●	/	津波避難ビル
55	東湊	東湊地区コミュニティセンター	佐味町ト 2-3	●	61 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
56	東湊	東湊小学校	佐味町 10-4	●	173 人	4,480 人	●	●	●	●	●	●	
57	東湊	郷橋ふれあいセンター	殿町ル 67	●	53 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
58	東湊	希望の丘公園	万行町 43-188	/	0 人	118,970 人	●	●	●	●	●	●	
59	崎山	崎山地区コミュニティセンター	鵜浦町下 13-2	●	262 人	3,589 人	×	●	×	●	×	●	洪水/津波・浸水0.5~3m
60	崎山	旧 北嶺中学校	湯川町 3-68-2	●	204 人	4,939 人	●	●	●	●	●	●	
61	北大呑	北大呑地区コミュニティセンター	庵町ウ 23-2	●	167 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
62	北大呑	大呑放課後児童クラブ	庵町ヨ 31	●	57 人	284 人	●	●	●	●	●	●	
63	南大呑	南大呑地区コミュニティセンター	黒崎町関上野 342-8	●	47 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
64	南大呑	旧 湊南中学校	黒崎町サ 20-1	●	405 人	3,500 人	●	●	●	●	●	●	
65	南大呑	旧 有磯小学校（運動場）	黒崎町ヲ 100-1	/	0 人	3,643 人	●	●	●	●	●	●	
66	高階	高階地区コミュニティセンター	町屋町ホ 55	●	177 人	4,718 人	▲	●	/	●	/	●	洪水・浸水0.5~3m
67	高階	旧 高階保育園	池崎町イ、23	●	73 人	636 人	×	/	/	●	/	●	洪水・浸水0.5~3m
68	石崎	石崎小学校	石崎町子 40	●	41 人	4,560 人	●	●	●	●	●	●	
69	石崎	能登香島中学校	石崎町香島 1-96	●	408 人	5,600 人	●	●	●	●	●	●	
70	石崎	和倉温泉運動公園	石崎町チ 32-1	●	46 人	22,520 人	●	●	×	●	×	●	
71	和倉	和倉地区コミュニティセンター	和倉町ク 15-3	●	38 人	1,570 人	●	●	●	●	●	●	
72	和倉	和倉小学校	和倉町ひばり 3-90	●	212 人	3,600 人	●	●	●	●	●	●	
73	和倉	和倉温泉お祭り会館	和倉町 2-13-1	●	106 人	5,252 人	●	●	●	●	●	●	
74	和倉	わくわくプラザ	和倉町ヨ 109	/	0 人	1,900 人	●	●	×	●	×	●	
75	和倉	和倉 1 号児童公園	和倉町ひばり 2-90	/	0 人	7,632 人	●	●	●	●	●	●	

● 対象施設、▲ 2F 以上、× 使用不可、/ 非対象

## 資料編 (17)

## 指定避難所 兼 指定緊急避難場所

No.	地区	施設・場所名	住所（七尾市）	避難所 兼	収容人数 （屋内）	収容人数 （屋外）	洪水	崖崩	高潮	地震	津波	火事	備考
76	和倉	和倉温泉湯つりパーク	和倉町ひばり 1-1	/	0人	7,380人	●	●	×	●	×	●	
77	田鶴浜	田鶴浜地区コミュニティセンター	垣吉町へ 24	●	104人	2,350人	●	●	●	●	●	●	
78	田鶴浜	田鶴浜小学校	田鶴浜町ホ 365	●	135人	14,084人	●	●	●	●	●	●	
79	田鶴浜	県立田鶴浜高等学校	上野ヶ丘町 59	●	474人	2,210人	●	●	●	●	●	●	
80	田鶴浜	田鶴浜体育館	田鶴浜町二 144	●	305人	0人	●	●	●	●	●	●	
81	田鶴浜	田鶴浜武道館	田鶴浜町二 63	●	125人	0人	●	●	●	●	●	●	
82	田鶴浜	健康福祉プラザさつき苑	田鶴浜町ハ 3	●	55人	0人	●	●	●	●	●	●	
83	田鶴浜	田鶴浜地区コミュニティセンター相馬分館	伊久留町ム 2	●	165人	2,100人	×	●	/	●	/	●	洪水・浸水0.5~3m
84	田鶴浜	田鶴浜多目的グラウンド	垣吉町へ 24	/	0人	4,370人	●	●	●	●	●	●	
85	田鶴浜	田鶴浜地区コミュニティセンター金ヶ崎分館(駐車場)	大津町ク 31	/	0人	1,500人	×	×	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
86	田鶴浜	ふれあい交流館 金ヶ崎	大津町 7-112	/	100人	619人	×	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
87	笠師保	中島地区コミュニティセンター笠師保分館	中島町笠師ミ 63	●	32人	0人	×	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
88	笠師保	旧 笠師保小学校	中島町笠師フ 22	/	125人	2,685人	×	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
89	豊川	中島地区コミュニティセンター豊川分館	中島町豊田町ル 13-1	●	249人	4,500人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
90	豊川	中島健康福祉センターすこやか	中島町河崎ヌ 50-1	●	74人	2,002人	●	●	●	●	●	●	
91	中島	中島体育館	中島町中島甲 63-1	●	417人	0人	●	●	●	●	●	●	
92	中島	中島文化センター	中島町中島上 9	●	115人	0人	▲	×	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
93	中島	中島中学校（運動場）	中島町中島甲 14	/	0人	2,286人	●	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
94	中島	中島集いの広場	中島町中島甲 80	/	0人	1,350人	●	●	●	●	●	●	
95	熊木	中島地区コミュニティセンター熊木分館	中島町上町ヲ 113	●	57人	0人	▲	●	●	●	●	●	洪水・浸水0.5~3m
96	熊木	中島小学校	中島町上町チ 26-2	●	229人	8,232人	●	●	●	●	●	●	
97	熊木	中島お祭り資料館・伝承館	中島町横田 1-148	●	44人	4,000人	×	●	●	●	●	●	洪水・浸水5~10m
98	熊木	宮前農村公園	中島町宮前甲 10	/	0人	3,356人	×	●	●	●	●	●	洪水・浸水5~10m
99	鉦打	中島地区コミュニティセンター鉦打分館	中島町西谷内へ 98	●	287人	493人	●	●	/	●	/	●	
100	鉦打	中島鉦打農林漁家高齢者センター	中島町藤瀬 3-122-1	●	41人	0人	×	●	/	●	/	●	洪水・浸水0.5~3m

● 対象施設、▲ 2F以上、× 使用不可、/ 非対象

## 資料編 (17)

## 指定避難所 兼 指定緊急避難場所

No.	地区	施設・場所名	住所	避難所 兼	収容人数 (屋内)	収容人数 (屋外)	洪水	崖崩	高潮	地震	津波	火事	備考
101	西岸	中島地区コミュニティセンター西岸分館	中島町小牧夕 18-1	●	48 人	841 人	●	●	●	●	●	●	
102	西岸	旧 西岸小学校	中島町外 2-1	●	183 人	3,350 人	●	●	●	●	●	●	
103	能登島	能登島地区コミュニティセンター	能登島向田町ろ 8-1	●	59 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
104	能登島	能登島生涯学習総合センター	能登島向田町五級 63-1	●	417 人	5,000 人	●	●	●	●	●	●	
105	能登島	能登島武道館立野	能登島向田町五級 63-1	●	140 人	0 人	●	●	●	●	●	●	
106	能登島	能登島小学校	能登島向田町ろ 15	●	192 人	6,326 人	●	●	●	●	●	●	
107	能登島	能登島グラウンド	能登島向田町馬付谷内 31-1	／	0 人	11,174 人	●	●	●	●	●	●	
108	能登島	たぐみの里第 1・第 2 駐車場	能登島向田町 122-6	／	0 人	6,028 人	●	●	●	●	●	●	
109	能登島	旧 西部小学校跡地	能登島半浦町 15-1	／	0 人	277 人	●	●	●	●	●	●	

● 対象施設、▲ 2F 以上、× 使用不可、／ 非対象

※1 … 指定避難所は、指定緊急避難場所も併用されている

※2 … スフィア基準の「1人=3.5㎡」をもとに、七尾市で「1人=4㎡」として設定

※3 … 屋外については、これまで同様の「1人=2㎡」として設定

## 資料編 (18)

## 指定福祉避難所一覧

No.	名 称	福祉避難施設名称	住 所	受入 人数	受入 対象者	要配慮 者区分
1	社会福祉法人 緑会	介護老人福祉施設 千寿苑	七尾市千野町 に部 15 番地	30 人	事前に市と施設で協議した者	高齢者
2	社会福祉法人 能登福祉会	特別養護老人ホーム あっとほーむ若葉	七尾市矢田町 22 号七株田 12 番地 5	50 人		高齢者
3		養護老人ホーム あっとほーむ若葉				高齢者
4		小規模多機能型居宅介護施設 あっとほーむコモド	七尾市黒崎町 へ部 32 番地	15 人		高齢者
5		小規模多機能型居宅介護施設 サービス付き高齢者向け住宅 あっとほーむレガール	七尾市矢田町 壱号 261 番地	15 人		高齢者
6		医療法人社団 豊玉会	介護老人保健施設 寿老園	七尾市中島町鹿島台 は部 14 番地 1		15 人
7	社会福祉法人 鹿北福祉会	特別養護老人ホーム 秀楽苑	七尾市中島町鹿島台 は部 17 番地 3	17 人		高齢者
8		秀楽苑 デイサービスセンター		15 人		高齢者
9	社会福祉法人 石龍会	特別養護老人ホーム のどじま悠々ホーム	七尾市能登島半浦町 5 部 6 番地 2	10 人		高齢者
10		ケアハウス ビハーラの里	七尾市能登島半浦町 6 部 11 番地 1	3 人		高齢者
11	社会医療法人財団 董仙会	介護老人保健施設 和光苑	七尾市津向町 ト部 107 番地	10 人		高齢者
12	社会福祉法人 徳充会	介護老人福祉施設 エレガントなぎの浦	七尾市津向町 ト部 107 番地 4	80 人		高齢者
13		通所介護事業所 エレガントなぎの浦				高齢者
14		ケアハウス アンジェリィなぎの浦				高齢者
15		通所介護事業所デイサービス センターもみの木苑				七尾市田鶴浜町 リ部 27 番地
16		身体障害者施設 青山彩光苑 リハビリテーションセンター	七尾市青山町 ろ部 22 番	3 人		障害者
17		身体障害者施設 青山彩光苑 ライフサポートセンター				障害者
18		短期入所事業 青山彩光苑 ライフサポートセンター				障害者
19	社会福祉法人 けやき福祉会	特別養護老人ホーム ななみの里	七尾市石崎町泉台 1 番地 1	20 人		高齢者
20	社会福祉法人 浄行会	七尾市生活支援ハウス白南風 白南風デイサービスセンター	七尾市中島町鹿島台 は部 14 番 4	8 人		高齢者
21	一般社団法人 ななお・なかのと 就労支援センター	LABO	七尾市白馬町 70 部 1 番地 27	10 人		障害者

施設	所在	広さ	地面	備考	連絡先
中島地区コミュニティセンター 鉦打分館 グラウンド	中島町西谷内へ部 9	70×40	砂地		地域づくり支援課
旧西岸小学校グラウンド	中島町外へ 2-1	90×45	砂地		教育総務課
中島小学校グラウンド	中島町上町ち 44	100×80	砂地		学校長
別所集会場前広場	中島町別所 6-71-1	25×25	砂地		中島町別所町会長
能登島グラウンド	能登島向田町馬付谷内 31-1	150×145	芝生	自衛隊ヘリポート適地 UM座標773103	交流推進課
旧西部小学校グラウンド	能登島半浦町 15-1	40×20	砂地		能登島半浦町会長
能登島小学校グラウンド	能登島向田町ろ 15	130×100	砂地		学校長
のとじま臨海公園水族館駐車場	能登島曲町 15 部 40 番地	70×50	アスファルト		(一財)石川県県民 ふれあい公社
野崎漁港	能登島野崎町 100 部 24 番地	20×50	アスファルト		土木課
鯨目漁港	能登島鯨目町 55 部 74 番地		アスファルト		土木課
中島地区コミュニティセンター 豊川分館 グラウンド	中島町豊田町ル 13	100×45	砂地		地域づくり支援課
中島地区コミュニティセンター 笠師保分館 グラウンド	中島町笠師ワ 22	100×45	砂地		地域づくり支援課
旧北嶺中学校運動場	湯川町 3 部 68-2	90×74	砂地		教育総務課
田鶴浜小中学校グラウンド	高田町マ部 80	200×100	砂地	自衛隊ヘリポート適地 UM座標683031	学校長
山王小学校運動場	山王町ツ部 34	84×84	砂地		学校長
田鶴浜地区コミュニティセンター 相馬分館 グラウンド	伊久留町ム部 2	70×50	砂地		地域づくり支援課
七尾東部中学校運動場	藤野町リ部 1	95×102	砂地		学校長
七尾城山野球場	後島町ホ部 1-1	80×80	芝生		七尾市スポーツ協会
七尾東雲高校運動場	下町 12-1	150×150	砂地		学校長
上沢野入口市道付近	沢野町ル部 7		アスファルト		上沢野町会長
集落中央の田	外林町ヌ部 2		田		外林町会長
多根町ふれあい研修センター 前駐車場	多根町は部 21		アスファルト		多根町会長
元清水水平小学校運動場	清水平町川部 16		砂地		清水平町会長
町内中央の田	小栗町タ部 10		田		小栗町会長
町内中央の田	柑子町ツ部 19		田		柑子町会長
町内中央の田	麻生町チ部 18		田		麻生町会長
町内中央の田	小川内町ノ部 5-2		田		小川内町会長
旧有磯小学校運動場	黒崎町サ部 20-1	69×72	砂地		教育総務課
恵寿総合病院	桜町 89	20×20	コンクリート		恵寿総合病院

大規模災害等において避難者の救出、病人の搬送、支援物資の搬送のため緊急にヘリコプターが離着陸する場所。要件としては、広さが40m四方以上で周囲に高さ15m以上の障害物がない場所。

施設	所在	備考	連絡先
城山運動公園	七尾市後島町後島山部 4 番地	自衛隊 場外離着陸場	(公社)七尾市スポーツ協会
住友大阪セメント	七尾市津向町和田 38		住友大阪セメント(株) 七尾港 SS
七尾マリンパーク	七尾市府中町員外 67		七尾港湾事務所
能登総合病院ヘリポート	七尾市藤野町ア 6 番地 4		公立能登総合病院
七尾市田鶴浜多目的グラウンド	七尾市垣吉町へ部 24		地域づくり支援課
七尾市中島中学校グラウンド	七尾市中島町中島甲部 14 番地	自衛隊ヘリポート適地 UTM 座標 644101	学校長
能登島マリンパーク海族公園	七尾市能登島佐波町ラ 29-2	自衛隊 場外離着陸場 石川県警察 場外離着陸場	交流推進課

ヘリコプターは、飛行場以外の場所において離陸、着陸を行ってはならないよう規定されているが、一定の要件を満たした場合については国土交通大臣の許可を得て、離着陸できる。しかし、消防防災ヘリコプターが緊急運行を行うときは、原則として適用が除外される。

## ●水防法第15条に定める要配慮者利用施設

対象施設	住所	施設区分	洪水浸水高	津波浸水高
デイサービスセンターもみの木苑	七尾市田鶴浜町り部27番地	通所介護(高齢者)	0.5m	
グループホームひかり	七尾市田鶴浜町る部88番1	共同生活介護(高齢者)	0.5m	
グループホームこうさか	七尾市相生町72番地	共同生活介護(高齢者)	0.5m	
なたうちニコニコホーム	七尾市中島町西谷内口部1番地5	小規模多機能(高齢者)	0.5m	
ぱいんの家	七尾市神明町1番地	サービス事業所(障害者)	0.5m	
ぱいんの家	七尾市本府中町ワ部8番地1	サービス事業所(障害者)	0.5m	
シフト	七尾市本府中町ワ部8番地1	サービス事業所(障害者)	0.5m	
ピアサポートのと	七尾市本府中町ワ部34番地	サービス事業所(障害者)	0.5m	
ワーク&ライフサポートピアハウス	七尾市本府中町ル部35番地1	サービス事業所(障害者)	0.5m	
Support for job えもる	七尾市生駒町32番地1	サービス事業所(障害者)	0.5m	0.7m
障がい福祉サービス事業所ゆうの丘	七尾市町屋町に部24番地	サービス事業所(障害者)	0.5～3m	
七尾児童相談所	七尾市古府町そ部8番地1	児童相談所	0.5m	
袖ヶ江みなとこども園	七尾市郡町式部113番地1	幼保連携型認定こども園		0.4m
聖母幼稚園	七尾市南藤橋町子部58	幼保連携型認定こども園	0.5～3m	
七尾みなとこども園	七尾市矢田町1号8番地	幼保連携型認定こども園	0.5m	
やまとこども園	七尾市矢田町3号43-1	幼保連携型認定こども園	0.5m	
光の子保育園	七尾市大和町チ部18番地1	保育所	0.5m	
中島保育園	七尾市中島町中島乙部39番地1	保育所併設認定こども園	0.5～3m	
中島中学校	七尾市中島町中島甲部170番地	中学校	0.5～3m	
北星放課後児童クラブ	七尾市湯川町2部1番地	放課後児童クラブ	0.5～3m	

## ●土防法第8条に定める要配慮者利用施設（土砂災害（特別）警戒区域内）

施設名	所在地	対象となる土砂災害	備考
グループホームひと息	七尾市赤浦町カ部34番地	(急)274070赤浦5号	社会福祉施設
青山彩光苑ワークセンター田鶴浜	七尾市吉田町昭6-1	(土)10589赤倉谷	社会福祉施設
石崎小学校	七尾市石崎町子40番地	(急)174240石崎1号	学校
中島中学校	中島町中島甲170番地	(地)208岡	学校

No.	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
1	近隣市町村防災協力体制協定	中能登町、富山県氷見市	昭和54年7月17日	相互応援
2	石川県消防広域応援協定	県内市町、一部事務組合(消防)	平成3年8月1日	広域応援
3	災害時の医療救護に関する協定書	七尾市医師会	平成15年7月1日	救急救護
4	石川県内市災害時相互応援協定	県内10市(金沢市 他)	平成24年1月25日	相互応援
5	災害時相互応援協定書	富山県魚津市	平成9年5月14日	相互応援
6	七尾市と七尾市内郵便局との協力に関する協定書	七尾市内郵便局	平成16年11月8日	その他
7	災害時における公共土木施設応急対策業務に関する基本協定書	七尾鹿島建設業協会	平成27年10月7日	災害復旧
8	石川県消防防災ヘリコプター支援協定	県、県内19市町、4事務組合	平成26年4月1日	広域応援
9	災害時等における応急対策工事に関する基本協定	七尾市管工事協同組合	平成17年5月27日	災害復旧
10	災害時情報収集・伝達応援に関する協定書	七尾アマチュア無線協会	平成18年5月12日	その他
11	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	石川県電気工事工業組合	平成19年8月30日	災害復旧
12	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	一般財団法人北陸電気保安協会	平成20年6月24日	災害復旧
13	災害時における飲料水の供給に関する協定書	北陸功・コーポ・トリック株式会社	平成21年9月28日	物資
14	災害時における応急対策業務に関する協定書	日本下水道管路管理業協会 中部支部石川県部会	平成21年10月19日	災害復旧
15	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	平成23年3月1日	その他
16	七尾市・越前市災害時相互応援協定書	福井県越前市	平成23年10月14日	相互応援
17	災害時における緊急用燃料の供給・確保に関する協力協定書	石川県エルピーガス協会七尾支部	平成23年10月25日	物資
18	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定書	石川県産業廃棄物協会七尾連絡協議会	平成24年8月21日	その他
19	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープいしかわ	平成25年2月25日	物資
20	災害時における応援に関する協定書	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	平成25年4月1日	災害復旧
21	緊急情報放送に関する協定書	株式会社ラジオななお	平成25年4月1日	その他
22	災害時における畳の提供に関する協定書	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成26年12月19日	物資
23	災害時における食料等の供給に関する協定書	能登わかやま農業協同組合	平成27年10月20日	物資
24	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	石川県石油販売協同組合七尾鹿島支部	平成27年12月21日	物資
25	七尾市と公益社団法人七尾青年会議所との災害時における協力に関する協定	公益社団法人七尾青年会議所	平成28年3月24日	その他

No.	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
26	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成29年7月10日	物資
27	災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売市場協議会	平成29年9月1日	相互応援
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成29年10月5日	その他
29	大規模火災等における消火用水供給等に関する協力協定書	七尾地区生コンクリート協同組合	平成30年2月23日	その他
30	災害時における応急調査業務に関する基本協定及び細目協定	石川県建設コンサルタント協会 石川県測量設計業協会 石川県地質調査業協会	平成27年11月20日	災害復旧
31	災害時における支援協力に関する協定書	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	平成30年8月1日	物資
32	災害時における食料等の供給に関する協定書	カナカン株式会社	平成30年10月1日	物資
33	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	和倉温泉旅館協同組合	平成30年10月12日	その他
34	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社山岸	令和2年8月24日	物資
35	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	太陽工業株式会社 株式会社太陽テント北陸	令和3年2月17日	物資
36	災害時における協力に関する協定書	有限会社七尾自動車教習所	令和3年2月17日	その他
37	災害時における物資等の供給に関する協定書	株式会社ドン・キホーテ	令和3年7月30日	物資
38	七尾市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	令和3年10月28日	その他
39	健康づくりに関する包括的連携協定書	大塚製薬株式会社	令和4年5月20日	物資
40	災害時における支援物資の受入及び搬送等に関する協定書	佐川急便株式会社	令和5年6月13日	輸送
41	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社ナガワ	令和5年7月18日	物資
42	七尾市と一般財団法人国際災害対策支援機構との包括連携協定書	一般財団法人国際災害対策支援機構	令和6年9月25日	その他
43	災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書	sien sien west	令和6年12月25日	災害復旧
44	災害時の相互協力に関する協定書	特定非営利活動法人災害支援団 Gorilla	令和7年2月12日	その他
45	災害時における組立式空気清浄機の優先的供給及び設置に関する協定書	一般財団法人住宅都市工学研究所	令和7年4月25日	物資

## 災害用非常食等購入計画

- 「七尾湾東方断層帯の地震」の避難者数を基に災害備蓄品を備える。
- 国や県では、3日分(一人9食分)の備蓄を推奨しているが、七尾市では、まずは1日分(一人3食分)の備蓄を確保する。
- 市で一括管理するのではなく、地域で分散備蓄することで、災害発生時の初動対応として、迅速に対応できるようにする。
- 将来的には、3日分の備蓄ができるよう構築していく。

★ 30,000食 (避難者数29,451人) × 3食分(1日) = 90,000食 [※将来的な目標 90,000食×3日分 = 270,000食]

人口割合	地区	地域割食数	おにぎり (×2食)	箱数 /50食	パン (×1食)	箱数 /25食	水 (1本=2L)	箱数 /6本
5%	袖ヶ江	4,565食	7,304食	146箱	913食	37箱	1,522本	254箱
22%	矢田郷	19,565食	31,304食	626箱	3,913食	157箱	6,522本	1,087箱
6%	御祓	5,707食	9,130食	183箱	1,141食	46箱	1,902本	317箱
7%	西湊	6,522食	10,435食	209箱	1,304食	52箱	2,174本	362箱
7%	東湊	6,196食	9,913食	198箱	1,239食	50箱	2,065本	344箱
2%	崎山	1,793食	2,870食	57箱	359食	14箱	598本	100箱
2%	北大呑	1,630食	2,609食	52箱	326食	13箱	543本	91箱
1%	南大呑	1,304食	2,087食	42箱	261食	10箱	435本	72箱
10%	徳田	8,967食	14,348食	287箱	1,793食	72箱	2,989本	498箱
2%	高階	1,630食	2,609食	52箱	326食	13箱	543本	91箱
6%	石崎	5,054食	8,087食	162箱	1,011食	40箱	1,685本	281箱
6%	和倉	5,054食	8,087食	162箱	1,011食	40箱	1,685本	281箱
9%	田鶴浜	8,152食	13,043食	261箱	1,630食	65箱	2,717本	453箱
2%	西岸	1,467食	2,348食	47箱	293食	12箱	489本	82箱
1%	鉦打	1,304食	2,087食	42箱	261食	10箱	435本	72箱
2%	熊木	2,120食	3,391食	68箱	424食	17箱	707本	118箱
2%	中島	1,630食	2,609食	52箱	326食	13箱	543本	91箱
2%	豊川	1,630食	2,609食	52箱	326食	13箱	543本	91箱
1%	笠師保	1,304食	2,087食	42箱	261食	10箱	435本	72箱
5%	能登島	4,402食	7,043食	141箱	880食	35箱	1,467本	245箱
100%	合計	90,000食	144,000食	2,880箱	18,000食	720箱	30,000本	5,000箱

### R8~R13 (年購入目安)

おにぎり	144,000食 (2,880箱)	÷ 5年間 =	(1年間あたり)	28,800食 (576箱)
パン	18,000食 (720箱)	÷ 5年間 =	(1年間あたり)	3,600食 (144箱)
水	30,000本 (5,000箱)	÷ 5年間 =	(1年間あたり)	6,000本 (1,000箱)

※市役所での備蓄(職員、応援職員用)、小中学校の備蓄(児童生徒用)も確保していく。

→ 職員約500人 + 応援職員約100人 = 600人×3食 = 1,800食

## ○水位観測所

No.	河川名	観測所名	所在地	水位の状況 (m)					附近の堤防高	摘要
				水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位		
1	熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ6	1.60	2.00	2.30	2.70	3.26	3.30	※
2	御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末17	1.20	1.40	2.50	2.70	3.00	3.30	※
3	大谷川	後島橋	七尾市藤野町ハ28-4	0.40	0.60	-	-	-	1.90	※
4	崎山川	新田橋	七尾市鶴浦町82-48	1.00	1.20	-	-	-	2.40	※
5	熊淵川	生出橋	七尾市熊淵町生出	1.20	1.50	-	-	-	2.50	※
6	二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ14	1.30	1.90	2.10	2.40	2.80	3.40	※
7	鷹合川	国分南橋	七尾市国分町	-	-	-	-	-	4.90	
8	御祓川	国分大橋	七尾市国分町	-	-	-	-	-	6.90	
9	熊木川	町屋橋	七尾市町屋町	-	-	-	-	-	4.20	

※：水防時に通報すべき県の水位観測所

(石川県水防計画より)

## ○潮位等観測所

No.	観測所名	所在地	観測人名	観測種類			摘要
				風向・風速	潮位	波高	
1	七尾	七尾市寿町	国交通省金沢港湾・空港整備事務所	○	○		

(石川県水防計画より)

## ○積雪・降雪観測所

No.	名称	設置場所	所在地	観測種類
1	七尾	希望の丘公園駐車場	七尾市万行町43-188	地域気象観測所(気象庁)
2	鶴浦	旧北嶺中学校付近	七尾市鶴浦町	積雪センサー(県土木事務所)
3	滝尻	滝尻多目的集会所	七尾市熊淵町(滝尻)シ13	積雪センサー(県土木事務所)
4	花園	坂下喜三夫宅付近	七尾市山崎町山61	積雪センサー(県土木事務所)
5	田鶴浜	旧田鶴浜市民センター	七尾市田鶴浜町り6	積雪センサー(県土木事務所)
6	田鶴浜IC	田鶴浜IC	七尾市高田地内	積雪センサー(のと里山海道維持管理課)
7	大津	大津JCT	七尾市大津町地内	積雪センサー(県土木事務所)
8	中島	中島中学校グラウンド	七尾市中島町中島甲170	積雪センサー(県土木事務所)
9	西谷内	鉦打農林漁家高齢者センター	七尾市中島町藤瀬3-122-1	積雪センサー(県土木事務所)
10	能登島	旧能登島市民センター	七尾市能登島向田町ろ1	積雪センサー(県土木事務所)

災害拠点病院、救急告示病院、一般医療病院、診療所

## 災害拠点病院

病院名	所在地	電話
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	52-6611

## 救急告示病院

病院名	所在地	電話
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6-4	52-6611
恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	52-3211

## 一般医療病院

病院名	所在地	電話
七尾松原病院	七尾市本府中町ワ部5番地	53-0211
円山病院	七尾市府中町68番地3	52-3400
北村病院	七尾市御祓町木部26の5	52-1173
浜野西クリニック	七尾市津向町野中20番1	52-3262
七尾病院	七尾市松百町8-3-1	53-1890

## 有床診療所

病院名	所在地	電話
山田産婦人科医院	七尾市御祓町木部6番地16	52-3035
えんやま健康クリニック	七尾市千野町に部10番地	57-8600
国下整形外科医院	七尾市大和町子部15-3	54-0131
森クリニック	七尾市国分町セ32-3	54-8688
辻口医院	七尾市中島町浜田壱-27	66-0118

## 無床診療所

病院名	所在地	電話
清水眼科医院	七尾市米町56	52-6383
ねがみみらいクリニック	七尾市万行町5-65-5	53-7211
八野田整形外科医院	七尾市藤橋町巳45-3	54-0811
三林内科胃腸科医院	七尾市府中町209	54-0350
うおぎし医院	七尾市藤野町八部16	52-1123
浜岡整形外科クリニック	七尾市石崎町香島1-115	62-8050
ふき眼科クリニック	七尾市国分町ラ部13-9	54-0384
浜野クリニック	七尾市小島町ニ51-1	52-3261
おくむら内科胃腸科医院	七尾市下町ニ19-1	57-0753
村田医院	七尾市中島町上町ナ7	66-0017
市国民健康保険直営鉈打診療所	七尾市中島町西谷内へ-98	66-0521
市国民健康保険直営能登島診療所	七尾市能登島向田町ろ部8-1	84-1014
さはらファミリークリニック	七尾市石崎町夕部13の1	62-3765
岡部内科クリニック	七尾市本府中町ニ部23-1	52-3007
田中内科クリニック	七尾市藤橋町戌15-1	57-5660
やまもと眼科クリニック	七尾市藤野町イ部18	52-0250
恵寿ローレルクリニック	七尾市富岡町95番地	57-5500
中村ペインクリニック	七尾市神明町ロ部10-1	53-8688
荒井皮ふ科クリニック	七尾市神明町ロ部13	53-0134
横山内科医院	七尾市御祓町子3番4	57-5700
山崎耳鼻咽喉科クリニック	七尾市古府町リ1番地3	54-8833
宙メンタルクリニック	七尾市神明町1番地ミナ.クル1階	57-5585

災害拠点病院、救急告示病院、一般医療病院、診療所

歯科診療所

病院名	所在地	電話
梅歯科医院	七尾市山王町1部17	53-5544
深尾歯科医院	七尾市本府中町八部 2 8 - 1	53-6385
大森歯科医院	七尾市府中町206	53-0343
守友歯科医院	七尾市神明町口部2-29	53-1320
かぶと歯科医院	七尾市御祓町子部6-2	53-7341
春木歯科クリニック	七尾市塗師町19番地	53-0313
島田歯科医院	七尾市府中町172番地	52-4182
館歯科医院	七尾市神明町口部6番地5	52-2870
和光苑歯科	七尾市津向町ト107-7	52-3665
マダチ歯科医院	七尾市飯川町101-76-33	57-3600
みやした歯科医院	七尾市石崎町香島2丁目78番地	62-1719
しみず歯科医院	七尾市古府町夕部8-1	52-7655
木元歯科クリニック	石川県七尾市北藤橋町口部296	53-5151
浜岸歯科医院	七尾市湊町1丁目145	52-5115
西野歯科医院	七尾市矢田新町二部104番地1	53-7265
青山彩光苑歯科	七尾市青山町3部22	57-3309
今井歯科医院	七尾市小丸山台2丁目115	52-2684
杉原歯科医院	七尾市藤橋町申-36-5	54-0020
さき川歯科医院	七尾市田鶴浜町り部 2 4 番地	68-3838
田鶴浜歯科医院	七尾市田鶴浜町八部150番地1	68-6101
のとじま歯科クリニック	七尾市能登島向田町ろ部8番地1	84-0150
いしがきファミリー歯科	七尾市本府中町ル部9-1	52-5250
室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田レ部12-1	66-0489
三井歯科クリニック	七尾市田鶴浜町と3番地	68-6877
恵寿歯科	七尾市桜町92-3	53-6155
和倉歯科クリニック	七尾市石崎町夕部11-3	62-2244
とよはら歯科医院	七尾市塗師町2	53-1075
マツモト歯科医院	七尾市御祓町木部26-4	53-4180
木山歯科医院	七尾市中島町浜田ソ部68番地1	66-1878

項目	放送内容	緊急防災情報告知システム		広報車	インフォメールななお (携帯電話、パソコン)	緊急速報メール	Lアラート (災害情報共有システム)	ホームページ	ケーブルテレビ		ツイッター	フェイスブック	七尾市公式LINE	情報伝達の必要性	根拠法令
		防災ラジオ	屋外拡声器						文字放送	テロップ放送					
緊急放送	避難準備・高齢者等避難開始	△	△	△	△	△	△	●	△	●	●	△	●	有	・災害対策基本法第56条(可能)
	避難指示・緊急安全確保	△	△	△	△	△	△	●	△	●	●	△	●	有	・災害対策基本法第60条(可能) ・水防法第29条(可能) ・原子力災害対策特別措置法第26条(義務) ・土砂災害防止法第31条
	特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)※大津波及び震度6以上を除く J-ALERT	○	○	—	○	○	—	●	△	●	●	△	●	有	・気象業務法第15条2(義務)
	有事情報(弾道ミサイル情報、大規模テロ情報等) J-ALERT	○	○	—	○	○	—	●	△	●	●	△	●	有	・国民保護法第16条(努力義務)
	緊急地震速報(予測震度4以上) J-ALERT	○	○	—	○	○	—	●	—	●	●	—	●	有	・気象業務法第15条(努力義務) ・災害対策基本法第56条(義務)
	大津波警報(特別警報) J-ALERT	○	○	—	○	○	—	●	△	●	●	△	●	有	・気象業務法第15条2(義務)
	津波警報 J-ALERT	○	○	—	○	○	—	●	△	●	●	△	●	有	・気象業務法第15条(努力義務) ・災害対策基本法第56条(義務)
津波注意報 J-ALERT	○	○	—	○	—	—	●	△	●	●	△	●	有	・気象業務法第15条(努力義務) ・災害対策基本法第56条(義務)	
災害情報	災害発生時の市内の状況	△	△	△	△	—	—	●	△	●	●	△	●		
	市内で発生した震度5弱以上の地震 J-ALERT	○	○	△	○	—	—	●	△	●	●	△	●		・気象業務法第15条(努力義務) ・災害対策基本法第56条(必要に応じて)
	市内で発生した火災情報	○	○	△	○	—	—	●	△	●	●	△	●		
防災情報	市域で発表された暴風、暴風雪、大雨(雪)又は洪水警報	△	△	△	○	—	—	●	△	●	●	△	●		・気象業務法第15条(努力義務) ・災害対策基本法第56条(義務)
	土砂災害警戒情報(県砂防課発信)	△	△	△	○	◎	—	●	△	●	●	△	●		・気象業務法第15条(努力義務) ・土砂災害防止法第27条(県義務)
	火災連絡：消防団出動呼出サイレン	○	△	△	○	—	—	●	△	●	●	△	●	有	・消防法第22条(可能) ・七尾市火災警報規則(義務)
その他の放送	犯罪に対する注意喚起(振り込め詐欺)	△	△	△	△	—	—	●	△	●	●	△	●		
	感染症に対する注意喚起(インフルエンザ等)	△	△	△	△	—	—	●	△	●	●	△	●		
	尋ね人(行方不明者の情報)	△	△	△	△	—	—	●	△	●	●	△	●		
	その他、人命に関わる情報(熊の出没等)	△	△	△	△	—	—	●	△	●	●	△	●		

「○」他機関の挙動により七尾市が整備したシステムから自動で発信するもの / 「△」七尾市から手動で発信するもの / 「—」七尾市からの発信なし / 「●」インフォメールななおの発信と連動して自動で発信するもの / 「◎」県、国(気象庁・内閣府)から携帯キャリア会社へ配信するもの

※「インフォメールななお」は、石川県総合防災情報システム及びJ-ALERTから発信された情報について自動配信を行う  
 ※「土砂災害警戒情報」は県(砂防課)からキャリア会社へ緊急速報メールを配信し、インフォメールななおが自動的に配信される  
 ※「火災情報」「火災連絡」は消防指令システムとの連動により発信(消防本部サイレンから吹鳴、インフォメール自動発信)  
 「緊急地震速報」は最大震度5弱以上の震度が予想された際、または長周期地震動階級3以上を予想した際に、震度4以上が予想される地域、もしくは長周期地震動階級3以上が予想される地域に気象庁から各携帯キャリア会社へ直接配信される

## 資料編 (27) 災害救助法の制度概要

災害救助法の制度概要については、内閣府ホームページに掲載されている内容を確認すること。

内閣府政策統括官（防災担当）

[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info\\_saigaikyujou.html](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html)

## 資料編 (28) 被災者支援に関する各種制度の概要

被災者支援に関する各種制度の概要については、内閣府ホームページに掲載されている内容を確認すること。

内閣府政策統括官（防災担当）

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido\\_tsujou.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsujou.pdf)